

2018 年 2 月 20 日

埼玉県議会議長 小林哲也 殿

請 願 書

紹介議員

柳 下 礼 子 

村 岡 正 嗣 

金 子 正 江 

前 原 か つ え 

秋 山 文 和 

請願者

原発再稼働に反対する埼玉連絡会

代表：白 田 真 希 

埼玉県入間郡三芳町北永井871-6-2-207

(以下 名)

国内のすべての原発について再稼働させないことを国に求める請願

【請願理由】

福島原発事故から7年が経過していますが、事故の原因は明らかにされておらず、収束の目処もたっていません。いまだに5万人を超える人々が避難生活を余儀なくされており、深刻な状況が改善される見込みもたっていません。

このような状況のもとで、2017年12月県議会で、「世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を求める意見書」が採択されました。この意見書採択に対して、原発事故の被災地である福島県をはじめ、原発立地周辺に住む人々は大きな怒りを表明されています。電気の大消費地である埼玉県が、原発のリスクをすべて地方に押しつけ、このような無責任な意見書を採択したことは県民としても断じて認めることはできません。

そもそも福島の原発事故以前も国や電力会社は、日本の基準は「世界で最も厳しい水準」とし、国民に「安全」と説明してきました。しかし、現実には原発事故は起き、とりかえしのつかない重大な結果をもたらします。

また、原子力規制委員会の委員長だった田中俊一氏は川内原発の「規制基準適合」を発表した際、「新規制基準を満たしたから安全とは言えない」「世界の安全基準という言葉は政治的な発言」との見解を述べました。基準を満たしているとしながら安全とは言えない状況で、原発を再稼働させることはあまりに無責任だと指摘せざるをえません。

以上のことから、埼玉県議会は先の意見書の立場を撤回し、むしろ国内すべての原発の再稼働を行わないとの意見書を提出すべきです。

【請願事項】

埼玉県議会は、地方自治法第99条に基づき、国内すべての原発について再稼働を行わないことを求める意見書を国へ提出してください。

上記のとおり地方自治法第124条により請願いたします。

埼玉県議会議長 小林哲也 様

件名

すべての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進を
国に求める意見書の提出を求める請願

請願趣旨

１、請願事項

下記の項目について意見書を国に提出してください。

- ①運転されている原子力発電所は直ちに停止する。
- ②運転を停止している原子力発電所は、今後一切稼働させない。
- ③運転を停止した原子力発電所の具体的な廃炉計画を策定する。
- ④原子力発電所の新增設は認めない。
- ⑤使用済み核燃料の中間貯蔵及び最終処分に関し、確実かつ安全な抜本的計画を国の責任において策定し、官民をあげて実施する。
- ⑥核燃料リサイクル事業から撤退し、再処理工場等の施設は廃止する。

２、請願理由

東京電力福島第一原発事故から６年半以上が経過したとはいえ、未だに６万８０００人の福島県民が避難生活を余儀なくされています。（２０１７年９月時点）。原発事故は終息には程遠い状況です。原発事故は、ひとたび放射性物質が大量に放出されると、その被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続け、人類は、それを防止する手段を持っていません。

また、現在も各原発のプールには、大量の使用済み核燃料が貯蔵され、原発が再稼働すれば、プールは数年で満杯になってしまいます。処理する方法のない「核のゴミ」を増やし続け、将来の世代に押しつけ続けることは許されません。

しかし安倍政権は原発の再稼働を進め、埼玉県議会１２月定例会においては、自民党と県民会議などによって、原発の再稼働を求める意見書提出をもとめる意見書が採択されました。しかし、どの世論調査でも、再稼働反対は国民のなかの揺るがない多数派です。再稼働を求める意見書は県民多数の声ではありません。

小泉純一郎、細川護熙両元首相が顧問を務める「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟」（原自連）が「すべての原子力発電の廃止及び自然エネルギーへの全面転換の促進に関する基本法案」骨子を発表しました。埼玉県議会においては、県民多数の声に耳を傾け、以下の原自連の骨子案６項目実現に向けて、国に対して意見書を提出するよう求めます。

2018年2月20日

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-10-11 第1木村ビル 2階
埼労連内

氏名 県民要求実現埼玉大運動実行委員会

加藤ユリ

伊藤稔

他 ~~10,394~~ 名

10,449

紹介議員

柳下 礼子 (柳下)

村岡 正嗣 (村岡)

秋山 文和 (秋山)

金子 正江 (金子)

前原 かづえ (前原)

件名 原子力発電の再稼働および新增設をやめ、自然エネルギー活用の推進を求める請願

請願の趣旨

〔請願事項〕

原子力発電の再稼働および新增設をやめ、自然エネルギーの活用を推進するよう求める意見書を、国に提出してください。

〔理由〕

東京電力福島原発事故からまもなく7年目を迎えますが、事故原因は未だ究明されず、放射能による健康被害や環境汚染の深刻さが明らかになってきました。福島県のみならず東北や関東圏から避難した多くの人々が故郷に帰れないまま、不本意な生活を余儀なくされています。事故収束には程遠い現状で、除染、廃炉作業、汚染水処理などの費用は増え続け、膨大な費用の全貌も定かではありません。最終的には税金や電気料金として、国民が負担させられることになるのではないのでしょうか。

原発廃止に向かう世界の潮流に逆行するだけでなく、原発事故後に国民の大半が脱原発を望んでいるにもかかわらず、我が国は原発を推進しています。あろうことか、埼玉県議会12月定例会では、十分な議論もないまま原発再稼働を求める意見書を採択しました。これは県民の思いを反映したものではありません。

事故の教訓を謙虚に受け止めれば、火山国であり地震が頻発する日本で原子力発電を続ける選択はあり得ません。

原発を稼働すると必然的に発生する放射性廃棄物の処理問題も、一向に解決の目途はたたないままです。テロの危険性が高まるなか、原発を推進し、原子力発電所のない埼玉県議会が再稼働を求める無責任さを、看過することはできません。

太陽光、風力、バイオマス、地熱、潮力、波力など、日本にはさまざまな利用可能エネルギーがあり、研究が進んでいます。とりわけ自然エネルギーのコストは大幅に下がっています。国民の安心安全な生活を守るため、将来の経済発展のためには、危険かつ高コストな原発の再稼働はせず、新增設もやめて、早急にエネルギー政策の転換をはかる必要があります。

2018（平成30）年 2月20日

上記のとおり請願いたします。

請願者 「原発を考える戸田市民の会」 代表代行 丸山 利男
住所：戸田市新曽45-4
電話番号：048-443-3603

埼玉県議会議長 小林 哲也 様